

第156回  
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第6号

平成29年5月2日かすみがうら市農業委員会告示第6号をもって、平成29年5月10日(水)  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第156回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成29年5月10日(水) 午後1時00分開会  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 海東 功	2番 飯田 敬市	3番 欠席	4番 久松 弘叔
5番 井坂 孝雄	6番 欠番	7番 貝塚 光章	8番 宮本 教夫
9番 栗山 千勝	10番 塚本 勝男	11番 中山 峰雄	12番 山口 正男
13番 小松崎 誠	14番 鈴木 良道	15番 市川 敏光	16番 関川 忠雄
17番 欠席	18番 磯部 潤一	19番 欠席	20番 外塚 孝雄

4. 欠席委員

3番 齋藤 幸雄 17番 安田 秀徳 19番 小松崎 正衛

5. 説明のため出席した者

事務局長 高田 忠 係長 永田 昌之(書記) 主幹 鈴木 幸介

6. 議事録署名委員

18番 磯部 潤一 5番 井坂 孝雄

7. 議事日程

諸般の報告について

議事録署名委員について

日程の決定について

報告案件について

報告第16号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について

報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

報告第20号 制限除外の農地移動届の受理について

議案審議について

議案第34号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第37号 現況証明願の交付決定について

議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定  
について

議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定  
について(農地中間管理事業)

議案第40号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用  
配分計画案の意見の決定について

その他

8. 閉会

午後2時25分閉会

事務局長	<p>只今から平成29年度第156回総会を開会いたします。  只今の出席委員は15名で、会議規則第6条の定足数に達しております。  よって総会は成立しております。  なお、委員会規則第6条により、3番 齋藤 幸雄委員、17番 安田 秀徳委員、  19番 小松崎 正衛委員から欠席届が提出されております。  また、8番 宮本 教夫委員が遅れる旨連絡がございました。  それでは、会議規則第4条により、議長は会長が務めることになっております  ので、以後の議事進行につきましては、外塚会長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>会長あいさつ  はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>( 諸般の報告朗読 )</p>
議 長	<p>次に、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第12条第2項  の規定により、18番 磯部 潤一委員、5番 井坂 孝雄委員を指名いたします。  なお、本日の会議書記は、事務局職員の永田係長を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。  只今から午後2時30分までといたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。  ( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>ご異議ございませんので、只今から午後2時30分までといたします。</p>
議 長	<p>次に、報告第16号、第17号、第18号、第19号、第20号の報告案件ですが、委員の  皆様に、既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして  早速質疑に入ります。  報告案件について、ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。  ( 異議なしの声・意見、質問等なし )</p>
議 長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議 長	<p>それでは、議案審議に入ります。  「議案第34号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」  上程いたします。  事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。  事前調査員の方説明をお願いいたします。</p>
4番 久松委員	<p>5月2日、午前9時から霞ヶ浦庁舎において、海東委員と飯田委員と私の3名で、  書類審査後、現地調査を実施してまいりました。  番号1番は、 の 橋から 集落に向かい、北東に約350m進んだ田にな  ります。現況はきれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため、  今回の申請に至りました。現在、水稻が植えられておりました。  番号2番は、 の から約150mくらい南西にある田になります。  現況はきれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請  に至りました。作付は粟を計画しており、きれいになっておりました。  番号3番は、 の約500mくらい南にある の畑2筆になります。  現況は、いずれもきれいに管理されていて、現在、空堀されておりました。  作付は牛蒡を計画されているので、問題ないと思っております。</p>

番号4番は、の川沿いに広がる田の一部で、現況はきれいに管理されていました。申請人は近くで耕作しており、農作業の効率化のためということで今回の申請に至りました。作付はレンコンを計画しています。

番号5番は、県道線から集落に入り、約250m進んだ先にある畑です。現況は住宅への進入路の脇で、住宅の擁壁が一部かかり、擁壁の上の一部と下の部分の一部が農地になっている状況です。申請人は経営規模を拡大するため、今回の申請に至りました。作付は野菜を計画しています。

あまり大きい場所ではなかったですが、問題ないと思います。

番号6番につきましては、地区のの南に位置する田になります。現況はきれいに管理されていました。譲渡人が高齢で耕作困難なため、今回の申請に至りました。作物は水稻を計画しているということで、現在は、田植えを行える状態になっていました。

番号7番につきましては、の学校の隣の間を行った畑と、その先約200mに位置する田及び畑になります。現況は、田の方はきれいに管理されていましたが、畑は雑草が繁茂したなか、梅の木があり、少し荒れていました。渡人が高齢で耕作困難なため、子へ贈与するため今回の申請に至りました。作付作物は野菜を計画しています。

番号8番は、申請人の自宅から約200m東に位置する田になります。現況はきれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。作付は水稻を計画しています。

番号9番は、の寺の約500mくらい西に位置する田になります。現況はきれいに管理されていました。渡人は、農地を相続したが耕作できないということで、今回の申請に至りました。作付作物はレンコンを計画しています。

番号10番は、のの約100m南東に位置する畑になります。現況は、栗が少し手前に植えられ、田ではなく畑のような状態です。申請人は、経営規模を拡大するため今回の申請に至りました。作物は栗を計画しています。

番号11番は、の川沿いに広がる田の一部で、現況はきれいに管理されていました。申請人は経営規模を拡大するため、今回の申請に至りました。作物は水稻を計画しています。3筆とも植えられる状態になっていました。

番号12番は、の集落の近くの、霞ヶ浦沿いの田になります。現況はきれいに管理されていました。また、田の周りにはあぜ波がありました。渡人は農地の管理が困難なことから、今回の申請に至りました。作付はレンコンを計画しています。

以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は満たしていると考えます。

委員の皆様の更なる審議の程、よろしく願いいたします。

議長

只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長

全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長

番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長

全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長	番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号8番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号8番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号8番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号9番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号9番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号9番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号10番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号10番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号10番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号11番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号11番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号11番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号12番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
16番 関川委員	はい。
議 長	どうぞ。
16番 関川委員	譲渡人、農業従事欄が1aなんですか。
議 長	事務局説明をお願いします。
事務局	共有名義で持っている面積です。個人単独だと、もっとあると思います。また、面積は共有分12aでした。訂正をお願いします。
16番 関川委員	はい、わかりました。
議 長	他にありますか。
9番 栗山委員	7番の案件ですけど、譲受人と譲渡人の年齢差11歳なんだけど、親子が、養子縁組しているんだから、もう少し説明した方が良いのでは。
議 長	はい、わかりました。次回から詳細な説明をするようにします。
議 長	他にありますか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号12番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第34号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の

	許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に「議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について」上程します。事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査委員の方、説明をお願いします。
4番 久松委員	はい、第4条の説明をいたします。 番号1番は、 の 公民館より約400mくらいに位置する 道路沿いの畑です。申請人はレンコンの生産農家で、農業用倉庫及び農業用の資材置場を計画しています。 転用による周辺農地への影響はないと思いました。 問題なしと考えます。 続いて番号2番は、 の 館から南西に約500m進んだ畑になっております。現在サツマイモのビニールが張られていました。その角のあたりが、サツマイモを収穫し、入れるための農業用倉庫を建築する計画のようです。 転用による周辺農地への影響はないと思いました。 農業用施設としては、問題ないと思います。 委員の皆様の更なる審議の程、よろしく願いいたします。
	(8番 宮本 教夫委員入室)
議 長	只今、事前調査委員の方の説明が終わりました。
議 長	これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程します。事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査委員の方、説明をお願い申し上げます。
2番 飯田委員	ご報告いたします。5月2日海東委員と久松委員と私で書類審査後に現地に行って参りました。

	<p>図面番号3番をご参照ください。</p> <p>集落の隣接で さんは花きを作っています。その道路を挟んだ南側の農地を自宅が狭隘のため駐車場に利用したいとのことで、調査した結果、碎石敷きやプレハブが建ってまして、事務局説明にもございましたが、始末書が添付されています。私ども3委員は許可相当ではないかと思いましたが、更なる審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、番号2番の さんの件ですが、親子で、自宅は の 集落の近くで、お父さんが持っている土地を息子さんが借り受ける内容で、現在車庫が建っており、その裏に住宅を建てたいという内容です。現地を見てまいりましたが、問題ないということで、委員の皆様の更なる審議の程、よろしくお願いいたします。以上です。</p>
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について」は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第37号 現況証明願いの交付決定について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査委員の方、説明をお願い申し上げます。
1番 海東委員	<p>はい、説明いたします。去る2日に、飯田委員と久松委員と私で説明を受けまして現地調査に行っていました。</p> <p>番号1番は、図面番号5番をご覧ください。</p> <p>の さんの自宅の隣接したところで、46年前から観光農園施設として使っていて、入口の道路などにも使っております。観光を現在もやっておりますので、証明しても差し支えないと考えます。</p> <p>続いて、番号2番ですが、図面番号は6番です。</p> <p>の という地区がありまして、 建材の敷地内の土地でございます。地目は田なんですけど、トタンの小屋のようなものも建ってありました。そういう状況ですので差し支えないかなと思います。</p> <p>以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。番号1番について、ご意見ご質問等ございましたらお願いします。

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第37号 現況願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に「議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事務局	利用権設定内容について説明いたします。今回の利用権設定は全体で37件。面積は88,851㎡。その内新規は16件で主な作物は水稲・野菜・レンコンとなります。再設定は21件。主な作物は水稲・飼料作物となります。 以上農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると思われます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございましたらお願いします。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第38号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程いたします。
議 長	事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	25ページの農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。 茨城県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が6件。 面積は、17,548㎡です。作物は水稲、レンコンとなります。 以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)



議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第39号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に「議案第40号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局説明をお願いします。
事務局	28ページの農用地利用配分計画案をご覧ください。 市長より平成29年4月25日付けで、農用地利用配分計画案の意見を求められています。 計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が5件、面積は17,548㎡です。 なお、議案第39号の農用地利用集積計画の広告と本配分は計画案の決定は、同時施行といたします。 これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第40号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第40号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。
議 長	皆さんに報告させていただきます。 去る、4月24日午後5時過ぎに、私と事務局で 住職のところに行って話しを伺ってきました。 立ち話ではございましたが、深谷の土地はすべて さんに任せているとのことで、 さんと話をお願いしたいとのことでございました。 ここしばらく、現場にも行っていないとのことでございました。 入口を塞いだ土については、 さんは現場の土で塞いだということでした。
議 長	他に事務局からありますか。
事務局長	平成29年度クールビズについて 弁明書の写しについて 農地法第30条農地利用状況調査日程について 農業委員帽子の配布について 改正法による農業委員定数及び農地利用最適化推進委員定数について 口頭意見陳述会の開催について

議 長

以上をもちまして第156回総会を閉会いたします。  
長時間にわたる慎重審議ご苦労様でした。

(午後2時25分 閉会)